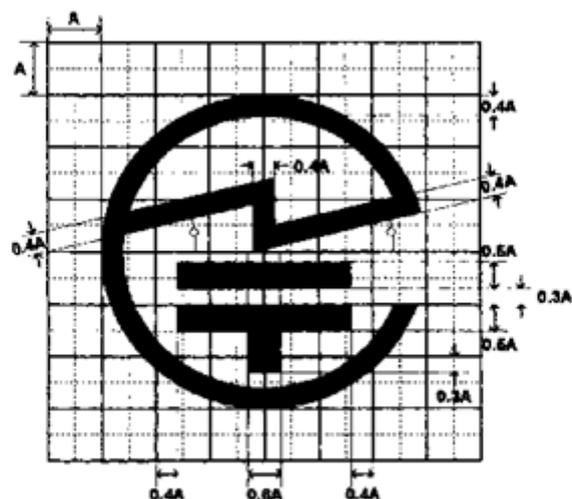


様式第7号(第10条、第22条、第29条及び第38条関係)

表示は、次の様式に記号㊦及び技術基準適合認定番号又は記号㊧及び設計認証番号を付加したものとする。



- 注1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2 材料は、容易に損傷しないものであること（電磁的方法によって表示を付す場合を除く。）。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4 技術基準適合認定番号又は設計認証番号の最後の3文字は総務大臣が別に定める登録認定機関又は承認認定機関の区別とし、最初の文字は端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。なお、技術基準適合認定又は設計認証が、二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器について、次の表に掲げる記号を列記するものとする。

端末機器の種類	記号
一 第3条第1項第1号に掲げる端末機器	G
二 第3条第1項第2号に掲げる端末機器	H
三 第3条第1項第3号に掲げる端末機器	P
四 第3条第1項第4号に掲げる端末機器	Q